

高知県水道広域支援組織 について

1. これまでの経緯

・令和2年3月策定の「高知県水道ビジョン」においては、「高知市圏域を除き、全体的に職員数が不足し、また、技術職員数も少ないことが課題となり、職務上の負担が大きく、技術の継承・人材育成への対応が必要な状況である」という現状に対する実現方策の一つとして、

「水道業務の受け皿となる支援組織の検討・活用」

が県が主体で取り組むべき重要施策として位置付けられた

・令和元年度～令和3年度にかけて、「高知県水道広域支援組織勉強会」を6回開催し、担当者レベルの実務上の課題の洗い出しを行い、令和2・3年度の推進部会・推進委員会でも全市町村と共有しているところである

・令和4年度は高知県水道広域支援組織の検討を外部委託し、令和4年7月には委託業務・請負工事の発注状況調査、9月には市町村ニーズ調査を実施し、水道広域支援体制の内容について検討してきた

今回、各事業体及び関係者からなる高知県水道広域支援組織検討委員会を開催し、組織のあり方について一定の方向性を示す

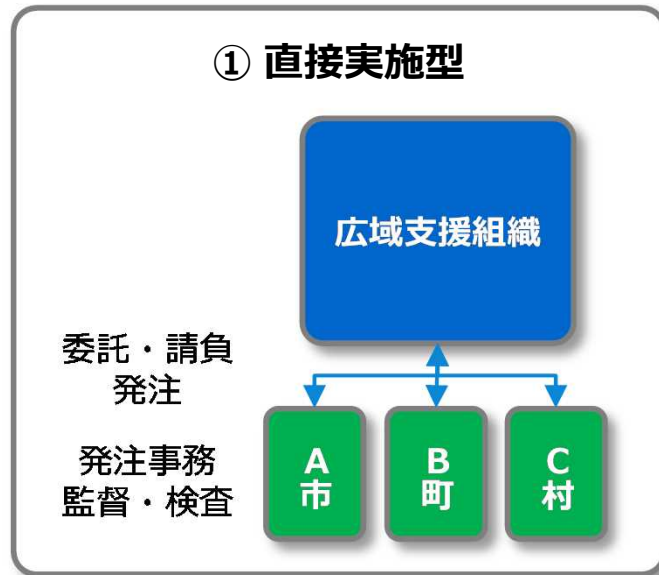
2. 県内水道事業の現状

- ・維持管理に忙殺されていて、事業計画や施設整備、技術継承まで手が回らない。この状況は今後も変わらず、むしろ悪化する可能性も
- ・県内で最も事業規模が大きい高知市でも職員の高齢化が進んでおり、このままでは県全体の運営基盤の維持が危ういという状況
- ・県内水道を一元化して、事業計画や施設整備などの業務の効率化や外部化を図るのが理想的
→しかし、関係者が多いうえに事業経営の環境や状況が異なるため、これには長い時間を要する
- ・そこで、一部業務についての広域的な支援体制を構築し、それによって業務の外部化を図り、運営基盤の維持や技術継承を行うことが必要

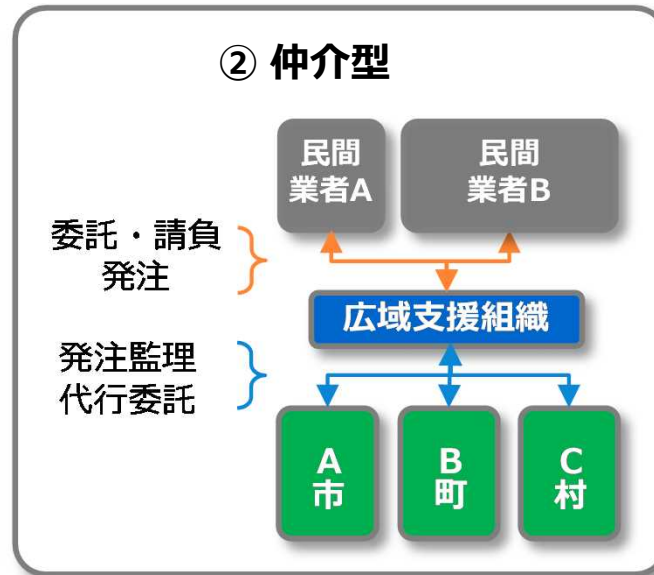


どのような水道広域支援組織が実現できるか、検討を行う

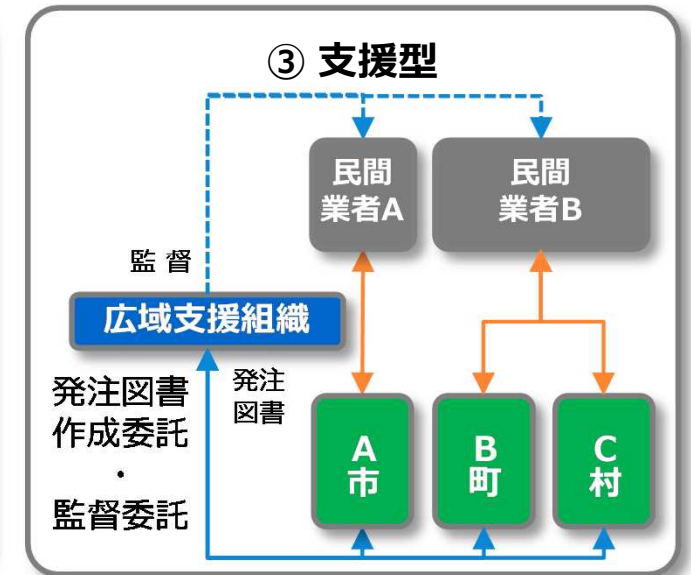
3. 支援組織の役割概念図



支援組織が直接業務を受けて実施する



支援組織が市町村に代わって発注し、監理を行う



支援組織が発注図書の作成や監理などの支援を行う

②の形式は支援組織が入札事務を実施することから、公的色の強い組織による実施が望ましいが、建設技術公社は中抜きのような形での受注は困難。（受注した業務の外注はその業務に付随する一体不可分な内容のみ、例えば設計業務に必要となる測量など）

4. 委託業務・請負工事の発注状況調査の実施（R4.7月実施）

水道事業の業務を細分化し、どのような内容が外注されているかについて調査

- ・外部化（委託化）の進捗状況は市町村で大きな差がみられた
- ・現在直営の市町村が多い業務で、支援組織で受注可能な業務は「発注書類作成」「工事監理・検査」
- ・請負工事は半分以上が管路を対象とした工事

管路設計や布設工事は今後も継続的な発注が見込まれることから、支援組織の当初業務として適当ではないか

管路設計・布設工事に対する発注支援業務、工事監理・設計監理業務に対する二一ズ調査を実施

5. 支援組織に対するニーズ調査の実施（R4.9月実施）

管路設計・布設工事に対する発注支援業務、工事監理・設計監理業務について、R6～10の5年間の発注件数見込みを調査

発注する意向のある市町村

圏域	希望市町村
安芸圏域	馬路村
中央西圏域	土佐市、仁淀川町
幡多圏域	宿毛市、土佐清水市、大月町、黒潮町

・意向がある市町村は7市町村だが、R6～10の5年間で見れば組織の運営に必要な費用をまかなうだけの発注件数見込みはあった（発注支援・監理がそれぞれ年間30件前後）

・意向がない市町村は直営で対応できているか、監理業務については既にコンサル等に外注している

・その他の業務でニーズが多かったものは「災害時の対応」や「技術に関する相談」

⇒管路設計・布設工事に対する発注支援業務、工事監理・設計監理業務を主な業務とした組織（P.4の③支援型）について検討する

6. 実現に向けての課題

課題1：支援業務の実施者確保

高知市・関係市町村からの人材支援などにより確保することとなるが、人材不足のなか、現役職員の派遣には高いハードル
OB人材の場合、業務内容に制限
(高知市OBの場合、工事監理は可能だが、発注支援は困難)
高知県建設技術公社に組織を置く場合、市町村からの派遣が要件
→公社で直接雇用の場合、定数増となるため、体制構築に時間がかかる

課題2：継続的で安定した業務量の確保

(R11以降も実務者人件費が捻出できる程度の量の確保、
1人あたりの対応できる件数に限りがあるため、急な増減がないこと)

課題3：業務内容について

工事監理については既にコンサルに外注している市町村もあり
民業圧迫に繋がる懸念
発注支援業務のみとした場合、人材の確保のハードルが上がる
(OB人材の場合、発注支援ができる人材は少ない)

7. 今後の対応方針

- 管路設計・布設工事に対する発注支援業務、工事監理・設計監理業務を主な業務として、設立を目指すためには、課題への対応が必要

対応1：支援業務の実施者確保に向けて

- ・ 人材を派遣できる市町村との調整（人件費は支援組織の受託料により賄う）
→ 派遣する人材の人件費により、新たな人員の雇用も可能
- ・ 派遣形態（公社の直接雇用でなく、市町村に籍を置いたままの派遣が可能なか）

対応2：継続的で安定した業務量の確保

- ・ 発注する意向ありの市町村に対して、上記のような業務内容の組織でR11以降も継続発注する意向があるかの確認

対応3：業務内容について

- ・ 県内コンサルへの聞き取りなどにより、民業圧迫の度合いの確認
発注支援のみでも発注の意向があるか

対応1～3について検討し、見通しが立てば、組織の設立に向けて協議を進めていく（最短で令和6年度の運用開始）

※水道行政の国土交通省への移管（令和6年度）による状況変化を注視する必要がある